

奈良県選挙管理委員会告示第十号

平成二十七年四月十二日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定による投票及び開票の順序を、次のとおり定める。

平成二十七年四月三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所及び投票用紙を同時に交付する期日前投票所以外の期日前投票所における投票の順序

一 奈良県知事選挙

二 奈良県議会議員選挙

開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序

一 奈良県知事選挙

二 奈良県議会議員選挙